

優良農林水産土木工事表彰事務取扱要領

(目 的)

第1条 この要領は、農林水産部における優良農林水産土木工事（以下「優良工事」という。）の表彰に関する必要な事項を定め、もって技術水準の向上と工事の安全な施工の確保を図ることを目的とする。

(表彰の対象工事)

第2条 表彰の対象とする工事は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 表彰する年度の前年度において竣工した工事で、1件の請負金額が500万円以上の工事であること。
- (2) 福島県請負工事成績評定要綱に基づき評定した点数（以下評定点という。）の合計が80点以上の工事であること。
- (3) 表彰の対象とするのは、工事等請負有資格者名簿（県内建設工事）に掲載のある施工者（以下「県内企業」という）にかかる工事とする。
- (4) 共同企業体については、県内企業を含む共同企業体にかかる工事とする。
- (5) 債務負担工事については、完成年度にその全体工事を表彰の対象とする。ただし、各年における評定点がすべて80点以上であること。
- (6) 「福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年4月1日総務部長依命通達）」に定める参加資格制限等に該当する次の施工者にかかる工事でないこと。
 - ア 表彰する年度の前年度または表彰する年度の表彰決定日までに、2週間以上の入札参加資格制限措置等を受けた者（表彰決定日とは受賞者決定伺いの決裁日をいう。）
 - イ 表彰する年度の前々年度に、2週間を超える入札参加資格制限措置等を受けた者
- (7) 表彰は複数年を連続して受賞することが出来る。

(表彰の部門)

第3条 優良工事の表彰は、次の部門について行うものとし、表彰総件数は11件以内とする。

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 水路部門 | (2) 農道部門 |
| (3) ほ場整備部門 | (4) 農山村施設部門 |
| (5) 治山部門 | (6) 林道部門 |
| (7) 特殊構造物部門 | (8) 治山（災害復旧工事）部門 |
| (9) 特殊構造物（災害復旧工事）部門 | |

(表彰の推薦)

第4条 農林水産部出先機関（農林、水産関係事務所に限る。）の長等は、第2条に該当する工事のうち、第3条に規定する部門別に「優良農林水産土木工事表彰推薦書」（第1号様式、以下「推薦書」という。）により農林水産部長あて推薦するものとする。

なお、現地状況写真及び位置図（第1号様式-2）を併せて提出するものとする。

- 2 各出先機関の長等の推薦する件数は、厳選し各部門1件を原則とする。

(表彰審査委員会)

第5条 表彰に値する優良工事を選定するため、「優良農林水産土木工事表彰審査委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の組織及び運営については、別に定める。

(委員会の審査)

第6条 委員会は、第4条の規定により推薦された工事について審査を行い、表彰に値する優良工事を選定するものとする。

2 委員会の審査は、第1次及び第2次の書類審査並びに現地審査により行うものとする。

3 第1次書類審査は、推薦書、優良農林水産土木工事表彰審査資料(第2号様式)、優良農林水産土木工事部門別推薦箇所表(第3号様式)、工事成績評定表その他の資料に基づいて行うものとする。

4 現地審査は、第1次書類審査により選定された工事について行い、現地審査箇所表(第4号様式及び第4号様式附表)に基づき、これを評定するものとする。

5 第2次書類審査は、現地審査の結果に基づき優良農林水産土木工事現地審査一覧表(第5号様式)により行うものとする。

(表彰)

第7条 農林水産部長は、表彰工事の決定を求めため、委員会において表彰に値する優良工事とされた工事及び施工者について、必要な事項を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の工事のうちから表彰工事を決定し、その施工者に賞状及び副賞を授与するものとする。

3 表彰は、知事の定める期日に実施するものとする。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、表彰の施行に関し必要な事項は、農林水産部長がこれを定めるものとする。

附 則

1	昭和53年4月 1日	制定	
2	昭和58年6月19日	一部改正	
3	昭和60年5月21日	一部改正	
4	昭和62年3月25日	一部改正	
5	平成 2年6月 7日	一部改定	平成2年度より適用
6	平成 6年4月18日	一部改定	平成6年度より適用
7	平成 7年4月26日	一部改定	平成7年度より適用
8	平成 8年4月 1日	一部改正	平成8年度より適用
9	平成 9年4月 1日	一部改正	平成9年度より適用
10	平成10年4月 1日	一部改正	平成10年度より適用
11	平成15年4月 1日	一部改正	平成15年度より適用
12	平成16年3月12日	一部改正	平成16年度より適用
13	平成20年2月28日	一部改正	平成20年度より適用
14	平成22年4月 1日	一部改正	平成22年度より適用
15	平成22年5月10日	一部改正	平成22年度より適用
16	平成23年2月 1日	一部改正(様式)	平成23年度より適用
17	平成25年3月 1日	一部改正(様式)	平成25年度より適用
18	平成25年5月29日	一部改正	平成25年度より適用
19	平成28年2月 1日	一部改正	平成28年度より適用
20	令和 元年5月24日	一部改正(様式)	令和 元年度より適用
21	令和 4年3月31日	一部改正	令和 4年度より適用

(表彰対象部門の定義)

部 門	部 門 の 定 義	該 当		
		農	林	水
(1) 水 路	用排水路の舗装水路（管水路を含む）工事をいう。	○		
(2) 農 道	農道工事をいう。	○		
(3) ほ場整備	区画整理工事をいう。	○		
(4) 農山村 施 設	中山間地域総合整備事業、地域用水環境整備事業、生活環境保全林整備事業、集落排水処理施設、営農飲雑用水施設、農林道の法面処理工などの農山村環境を整備する工事をいう。	○	○	
(5) 治 山	治山ダム、流路工、護岸工、山腹工などの工事をいう。（災害復旧事業及び山林施設災害関連事業により施工した工事を除く）		○	
(6) 林 道	林道工事をいう。		○	
(7) 特 殊 構 造 物	トンネル、多目的ダム、橋梁、防潮、魚礁、なだれ柵、樋門・ポンプ、地すべり及びため池工事など特殊な施設の工事をいう。（災害復旧事業及び山林施設災害関連事業により施工した工事を除く）	○	○	○
(8) 治 山 （災害復 旧工事）	災害復旧事業及び山林施設災害関連事業により施工した、治山ダム、流路工、護岸工、山腹工などの工事をいう。		○	
(9) 特 殊 構 造 物 （災害復 旧工事）	災害復旧事業及び山林施設災害関連事業により施工した、トンネル、多目的ダム、橋梁、防潮、魚礁、なだれ柵、樋門・ポンプ、地すべり及びため池工事など特殊な施設の工事をいう。	○	○	○